

11. 非常変災時の措置



(1) 暴風・大雨(※)・洪水警報が発令されたとき

【午前7時の時点で、豊中市に「暴風警報」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令されている場合】

時刻	警報の発令状況	対応	給食
午前10時まで	発令中	自宅待機	
	解除	解除しだい登校以降、普通授業	実施
午前10時以降	発令中	臨時休業	

- ◆ 児童が登校したあと、豊中市に「暴風警報」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令された場合は、災害の状況や気象情報等に留意し、安全確保を第一に判断します。なお、教育活動を停止せざるを得ないと判断した際には、下校させる、学校で待機させるなどの措置を講じます。保護者が不在になる家庭におかれましては、近隣の方などに依頼するなど、緊急時の対応策を事前にお考えおきください。

(※) 大雨警報の種類について

大雨警報には3種類あり、「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように気象庁から発表されます。

このうち、非常変災時の措置の対象となるのは「大雨警報(浸水害)」または「大雨警報(土砂災害、浸水害)」となります。

そのため、「大雨警報(土砂災害)」だけが発令されても、自宅待機や臨時休業にはならず、通常通りの授業となります。

テレビのニュースやテロップでは大雨警報の種類が明示されないことが多いですが、気象庁のホームページ、豊中市ホームページ(おおさか防災ネットにリンク)、NHKデータ放送(NHK総合テレビのチャンネルに合わせ、リモコンの「d」ボタンを押す)でも確認いただけます。

(2) 地震が発生したとき

【豊中市に「震度5以上」の地震が発生した場合】

とうこうまえ 登校前	<p>がっこう りんじきゅうぎょう 学校は臨時休業とします。</p> <p>なお、震度5未満であっても、一定の被害がある場合や、登校させることが危険と判断された場合は登校を見合わせてください。</p>
とうこうご 登校後	<p>じどう あんぜんかくほ つと いっぼう ひがいじょうきょう はあく あんぜんてんけん おこな げこう 児童の安全確保に努める一方、被害状況の把握や安全点検を行い、下校あるいは待機させるなど、措置を講じます。</p> <p>じどう げこう きけん はんたん ばあい ほごしゃ むか 児童だけで下校させるのが危険と判断する場合は、保護者の迎えがあるまで学校で保護します。該当すると思われるときは、学校へ駆けつけてください。</p> <p>なお、給食がストップするなどの理由によりやむをえず下校させる場合もありますので、警報発令の場合と同様に、緊急時の対応策をあらかじめお考えおきください。</p>

(3) その他

- ① その他の予期しない災害や異常事態が発生した場合は、児童の安全確保を第一として対処します。ご理解いただきまして万一の備えをお願いいたします。
- ② 非常変災時に保護者の判断において、児童の安全確保上の問題から登校させなかった場合は、「出席停止扱い」とします。
- ③ 非常変災時には、緊急回線確保するためにも電話による問い合わせ等はさせていただきます。

◆学校連絡メール登録のお願い

非常変災時等の緊急時には、保護者のみなさまへの連絡に

学校連絡メール（すぐメール）を利用しています。

メールの登録手続きにご協力をお願いいたします。

登録方法は、学校ガイド21ページ～24ページをご覧ください。